

第4章 活動段階における留意点について

第1節 子どもに対する指導の基本的な留意点



12 子どもに対する指導の基本的な留意点は何でしょうか。



1 子どもの指導における基本的な留意点

(1) 大人の予測しない行動を取ることを前提にして指導する

自然体験活動の事故の裁判例には「子どもの行動特徴」という言葉が出てきます（特に小学校低学年）。

これは、「子どもは大人の予測しない行動を取る。だから、大人は子どもが大人の予測しない行動を取ることを予測して安全管理を実践しなければならない。」という意味で用いられています。

安全管理は、この「子どもの行動特徴」に基づき実践していくことが大切です。例えば、活動場所の实地踏査は、その活動場所だけではなく、その「周辺」の危険箇所も把握してください。子どもは、活動場所を越えて遊んでしまうことがあるからです。

すなわち、活動場所だけではなく、その周辺も下見し、かつ周辺の自然現象および危険箇所等の情報をも得た上で、子どもが危険な箇所に近付かないように安全管理をすることが大切です（第3章第3節）。

(2) 行為のつど指導する

また、自然体験活動の事故の裁判例を見ると、指導者が事前に注意を与えていたにもかかわらず、事故が起きてしまっていることが多くみられます。これは、子どもは遊びに夢中になり、最初に与えられた注意を忘れてしまうことにも関係しています。

そこで、子どもに対する指導は、事前に与えるだけでは足りず、「行為のつど」与えることが大切です。

(3) なぜ危ないのかを指導する

さらに、子どもの危険認知能力に関係することですが、子どもは「危ない」と言われただけでは、その危険を十分に理解できないことがあります。したがって、子どもに対する指導は、なぜ危ないのかを説明してあげることが有益です。

（参考：村越真「野外活動場面における児童の危険認知の特徴」体育学研究51：275-285, 2006）。

これらの「子どもの行動特徴」を理解した上で、指導に当たっていただきたいと思います。

(4) その他

子どもの性、プライバシー等に対する慎重な配慮も忘れずに行ってください。

2 事故・トラブルのケース

事故の判例は、指導者が何も注意を与えていなかったのではなく、事前に注意を与えていたが、その行為の時点で注意を与えるなどの安全管理を行わなかった場合に争いになるケースが多くみられます。

【事案1】～事前に注意を与えていただけでは足りない～

市立小学校4年生の児童が、教室の清掃の際に、ガスストーブのゴムホースに足をとられて転倒し、ストーブの上にあった金ダライの熱湯をあびて受傷した事故につき、担当教諭に過失があるとされ、市が敗訴した事案（京都地裁平成6年4月18日）（判例タイムズ891号・112頁）

【事故態様】

教室の清掃のため児童らが一斉にそれぞれの机と椅子を後ろに下げていたところ、本件児童は、椅子を机の間に入れたまま、体を後ろ向きにして机の両端を持って引きずって後ろに引いて行ったところ、ストーブのホースに乗り上げて体がストーブの方向に倒れ、ストーブ上にあった金ダライが落ちて熱湯を右背中に浴びた。

【判旨】

（確かに）

- ①同小学校では、毎月1回、安全指導の時間があり、12月には「冬の安全」として、ストーブを使うときの注意事項についての指導が行われていたこと。
- ②またストーブの使い方については、ガスストーブが各教室に配られる際に学校側からB4くらいの色画用紙に、気をつける事項として、「教室で暴れない。ガスの元コックとかスイッチをさわらない。燃えるような物を近づけない。」などの注意書が配られ、これは教室に貼られていたこと。
- ③日常の生活でもA教諭が危険と認識したときはその都度児童に声をかけていたこと。
- ④本件ストーブの周りには、児童が近付かないように、チョークで一定範囲の四角を書いたり、ナイロンテープでくくったりしており、チョークが消えたりしたときは、書き足していたこと。
- ⑤これまで、同小学校では同種の事故が発生したことはないこと、を認めることができる。

↓

しかしながら、…多数の児童が往来する教室の中央部に、熱傷を生じる程の湯が入った金ダライが置かれたストーブが置いてあり、しかも、ガスホースが教室

内を横切っているという状況のもとで、教室の清掃活動のため児童らが机・椅子を移動する際には、児童が無意識にこれに足を引っ掛け、金ダライの熱湯をかぶる事故が生じることは十分予見可能であると認められ、右事故の発生を未然に防止するため、学校として安全柵を設けるか、又は担任の教諭がストーブの本体、ホース若しくは金ダライを予め移動しておく等の安全配慮義務を被告側に課したとしても特段不合理な義務を被告側に課したものと考えすることはできない。

↓

本件ストーブの周囲に安全柵が設けられていない本件状況のもとでは、担任の教諭としては、児童らに掃除作業を命じるに際し、本件ストーブ、ストーブのゴムホース又は熱湯の入った金ダライをまず別の場所に移した上で、児童に対し、机や椅子の移動作業をさせるべき安全配慮上の注意義務があったところ、同教諭は右義務に違反し、漫然とストーブ上に熱湯の入った金ダライを置いたまま、掃除のための机及び椅子の移動作業を児童らに行わせた過失がある。

ただし、児童に2割の過失あり。

【コメント】

上記のような子どもの行動を予測できるかは争いがあるでしょうが、裁判所は上述のように予見すべきと捉えています。

また、事前に注意を与えていただけでは足りず、行為の時点で安全管理を実践すべきことを求めています。

ストーブやゴムホースを別の場所に移動することは現実的であるかは疑問ですが、少なくとも、熱湯の入った金ダライを別の場所に移動させておくべきであったと考えられた事案です。

研修会などでは、この事案を読んで、アンケートをとると、当然に予測すべきと考える方々と酷だと考える方々とに分かれます。それ故、裁判でも最後まで争われています。

上述の裁判所の考え方を知っておくことはとても大切です。

また、安全管理マニュアルにおいて、「危険な物は予め排除・移動しておくこと」などと書かれていることもあると思いますが、その具体的な意味をこの裁判例を通じて噛み締めていただければと思います。

【事案2】～過失（予見義務違反）のボーダーライン～

平成14年5月2日、公立小学校3年の男子児童が、朝実習の時間中に、教室後方にあるロッカーから落ちていた自分のベストを拾うために離席し、ほこりを払おうとして、ベストを上下に振ったが、ほこりが取れなかったため、移動して、女子児童から約1メートル離れた位置で、ほこりを取るため、ベストの襟首部分を持って頭上で弧を描くように何周か振り回したところ、ベストのファスナー部分が、ちょうど席を立てて後ろを振り向いた当該女子児童の右眼に当たり受傷した事故につき、女子児童の親権者から市が提訴されたが、市が勝訴した事案（最高裁平成20年4月18日第二小法廷判決）（判例タイムズ1269号・117頁）

(原審では市が敗訴)

教室内で発生した事故であること、担当教諭が教室全体を注視することは不可能ではないこと、学級の約束として「用もないのに自分の席を離れないこと」と定めていたことなどから、担当教諭として、本件事故のようなこともあり得ると予測すべきであったにもかかわらず、自席の周りの生徒に気を取られ、加害児童の問題行動に全く気付かず、阻止できなかったことは児童の安全を確保すべき義務に違反している。

(市は最高裁で逆転勝訴)

【判旨】

- ・ 本件事故は、朝自習の時間帯に、教室入口付近の自席に座っていた担任教諭の下に4、5名の生徒が忘れ物の申告をするなどの話をしに来ており、加害児童もランドセルをロッカーにしまうために席を立っていたという状況で発生したが、いずれも児童にとっては必要な行動であり、「用もないのに自分の席を離れないこと」という学級の約束は、このような児童にとって必要な行動まで禁じるものではないし、それは合理的な扱いである。
- ・ 加害児童には、日常的に乱暴な行動を取っていたなど、日頃から特に当該児童の動静に注意を向けるべきであったという事情はなかったから、加害児童が離席したこと自体をもって、担当教諭においてその動静を注視すべきであったとはいえない。
- ・ ベストを頭上で振り回す直前までの加害児童の行動は自然なものであり、危険ではなかったから、他の児童らに対応していた担任教諭において、加害児童の動静を注視し、その行動を制止すべきであったとはいえない。
- ・ したがって、担任教諭が、その後に起きたベストを頭上で振り回すという突発的な加害児童の行動に気付かず、本件事故の発生を未然に防止することができなかったとしても、担任教諭に児童の安全確保または児童に対する指導監督についての過失があったということはできない。

【コメント】

児童の行動を「突発的」と捉えている点がポイントです。「さすがに、このような事故は普通では予測することはできないであろう」という考えです。

「子どもは大人の予測しない行動を取る。だから、大人は子どもが大人の予測しない行動を取ることを前提として安全管理を実践しなければならない」とのテーゼ※はあくまでも原則であり、裁判所は、結果責任を押し付けるものではなく、他の指導者を基準としても予測不可能な場合には過失なしとの認定をします。

※テーゼとは、基本的な方向・形態などを定めた方針を意味します。

【事案3】

少年団のボランティア活動として行われたキャンプに参加した小学5年生の男子団員が、団長の指導の下、竹とんぼ作りをしていたところ、右隣に座っていた他の小学5年生の男子が飛ばした竹とんぼが上に飛ばずに左横に飛んでしまったため、右眼に当たり受傷した事故（福岡地裁小倉支部 S59.2.23 判決）（判例タイムズ 519 号・261 頁，判例時報 1120 号・87 頁）

【判旨】

団長は、竹細工遊びをするにあたり、「小刀の使い方，竹とんぼの飛ばし方，飛ばす前に指導者の点検を経ること，人の前及び近くで飛ばしてはならないこと」等の指導上の注意を「事前に」与えていました。

しかし、団長は工作中に他の男子が製作した竹とんぼをA君に手渡し、試験飛行するよう命じたため、A君は、渡された竹とんぼを、人のいない場所に移動することなくそのまま座して飛ばしてしまいました。その竹とんぼが上に飛ばずに左横に飛んでしまったため、左横に座して竹細工をしていたB君の右眼に当たりました。

判決は、団長がキャンプの引率者として、竹細工にあたって、団員に対し、人前や人の近くで竹とんぼを飛ばさないように一般的に注意をしたが、A君に対しては同人が他の団員の隣に座しているのに、その場から離れて竹とんぼを飛ばすなどの指示をしないまま竹とんぼを飛ばすことを命じたため、A君はその位置で座したまま竹とんぼを飛ばしてしまっただけで本件事故が生じたものであり、団長にはA君の行動を注視して事故の起きないように監督することを怠った過失がある旨を判示しました。

【コメント】

このように、子どもに対する指導は事前に与えるだけでは足りず、行為の都度、注意をすることが重要であることが分かります。

なお、道具による事故を予防するためにも、第2章第2節で述べた「リスクの洗い出し」の練習が有益です。ワークショップで各種教材^(注1)などを使って練習してください。

（注1）特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会（CONE）の「自然体験活動指導者安全管理ハンドブック」（2010年7月発行）は、リスクの洗い出しを練習するのに最適な教材のひとつです。同書では、例えば「薪割り」の絵からリスクを考えながら、薪割りの指導ポイントを学んでいくことができます。

第4章 第2節 共通事項

第1項 健康問題



13 子どもの健康問題について留意すべきポイントを教えてください。



1 子どもの健康問題

子どもの健康問題については、便秘、腹痛、風邪、熱、熱中症、インフルエンザ、ノロウイルス、アレルギー（ペット含む）、黄砂・光化学スモッグ障害、持病の悪化、精神疾患、トイレの問題（和式が使えない等）、生理痛などが考えられます。これらの健康問題に対しては、きめ細やかな配慮が必要です。

2 留意すべきポイント

(1) 事前の確認

①健康チェックシート

協議会は、学校から提出された健康チェックシートで持病やアレルギー等がある子どもを把握し、農林漁家にその情報を伝え、対策を講じます。

②健康保険証

子どもが病気をして医療機関で診察を受ける際には、健康保険証が必要です。学校にお願いする持ち物の中に健康保険証のコピーが抜けていないか確認をしてください。健康保険証のコピーの管理も厳重に行ってください。

(2) 当日の確認

健康と考えられていた子どもでも宿泊体験活動という環境の変化によって体調を壊す場合があります。子どもの表情、動きに注意をして、トイレや休憩に気を配ってあげてください。子どもが不調を言い出しやすい雰囲気作りが大切です。そして、体力に応じた体験活動の時間配分及び内容を柔軟に検討してください。夏場の活動では熱中症にも気を付けてください。

【予測される事故と危険性チェックポイント】

体験種類	予測される事故・危険項目			
水辺体験	熱中症	低体温	手足のケガ	転倒
里山体験	熱中症	危険動植物	滑落・転倒	手足のケガ
収穫体験	熱中症	危険動植物	目や指先のケガ	転倒
宿泊体験	食中毒、腹痛	寝冷え、風邪	便秘	睡眠不足

3 インフルエンザ^(注1)

インフルエンザ予防のポイントは、①手洗い、②咳エチケット（マスク着用）、③ワクチンといわれています。また、空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能

が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、乾燥を防ぐために加湿器などを使用することも効果的です^(注2)。身体の抵抗力を高めるため、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取も大切です。

家庭内での感染拡大を防ぐために、患者が手を触れる場所（ドアノブ、便座など）を消毒液（市販の消毒用アルコール、ハイターの薄め液など）で拭き取ることも有効といわれています。

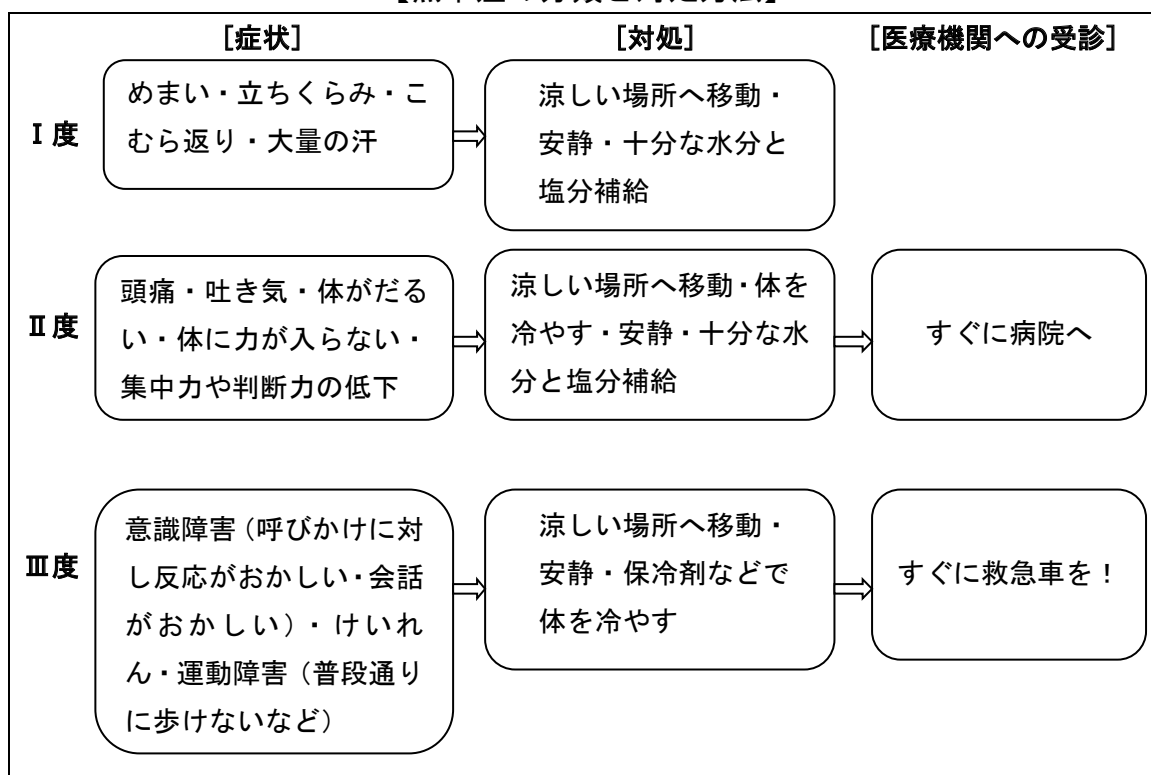
4 熱中症^(注3)

熱中症の予防は、必ず①帽子を着用し、②水分^(注4)をこまめに摂取することです。

体験作業は短時間で終わることができるよう調整し、交代で日陰に入るなどの工夫をしてください。活動前に水分を補給しておきましょう。

熱中症には早期の応急処置が不可欠です。

【熱中症の分類と対処方法】



（消防庁「熱中症を予防して元気な夏を！」を基本として、環境省「熱中症 環境保健マニュアル」等を参考に修正を施した図）

（注1）東京都感染症情報センター「[基本情報]インフルエンザ」

（注2）厚生労働省ウェブサイト「インフルエンザQ & A」

（注3）熱中症について詳細に学びたい方は、安岡正蔵「熱中症をめぐる旧常識と新常識-医療事故防止のために-」（日本医事新報 No. 4297）等の医学論文が有益です。

（注4）汗とともに塩分も失われるため、食塩水（0.1～0.2%）や経口補水液が望ましい（日本救急医学会「熱中症ガイドライン 2015」）



14 食物アレルギーの予防等で留意すべきポイントを教えてください。



1 予防策のポイント

(1) 原因となる食物を食べさせないこと

食物アレルギーの予防は、アレルギーの原因となる食物を食べさせないことです。食物アレルギーは、その原因となる食物（に含まれるタンパク質）を身体が異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を引き起こすものだからです。

厚生労働省は、食物アレルギーの原因となる食物を調査し、平成13年より、発症件数が多いものや、発症した際の症状が重いものについて、食品に使用した場合の表示を食品衛生法上義務付けました。

現在、次の表にあるとおり、「必ず食品のパッケージに表示が必要な特定原材料7品目」、「できるだけ食品のパッケージに表示するよう努めることとされている特定原材料に準ずるもの20品目」があります（合計27品目）。

【食品のアレルギー表示】^(注1)

規定	アレルギーの原因となる食品の名称	表示をさせる理由
特定原材料 7品目	卵，乳，小麦，えび，かに	発症件数が多いため
	そば，落花生	症状が重くなることが多く，生命に関わるため
特定原材料 に準ずる 20品目	あわび，いか，いくら，オレンジ，キウイフルーツ，牛肉，くるみ，さけ，さば，大豆，鶏肉，バナナ，豚肉，まつたけ，もも，やまいも，りんご，ゼラチン，ごま，カシューナッツ	過去に一定の頻度で発症が報告されたもの

(2) 代替食の準備

食物アレルギーで食べられない子どものために必ず代替食を準備し、あるいはご家庭で準備してもらいます。そうしなければ、子どもはお腹がすいて、「今日は大丈夫かも知れない。」と考えて、食べられない食品であっても、食べてしまう危険があります。

上述(1)の食べさせないを貫徹するための手段です。すなわち、「食べさせない」ためには、①提供しない、というだけではなく、②子どもが見ていないうちに食べないよう監視することをも意味し、この②を補強するのが代替食の提供です。

2 アナフィラキシー

アナフィラキシーは、食物や蜂毒等で生じる急性アレルギー症状の一種で血圧低下、呼吸困難などの重篤な全身症状を呈します。

このアナフィラキシー症状を緩和するエピペン（アドレナリン自己注射薬）が平成 23 年 9 月より保険適用となっています。

エピペンは、アナフィラキシーショックを 10 分～20 分ほど緩和しますが、あくまでも補助治療剤であるため、エピペン注射後は必ず医師による診察を受ける必要があります。

受入れには、エピペンを携行している子どもも想定されますので、知識として知っておくことがまず大切です（注 2，注 3）。

なお、子ども以外の者が緊急時にエピペンを注射する行為は、反復継続する行為ではなく、医師法には抵触しないと考えます（注 4，注 5）。

したがって、エピペンについては、協議会で専門家を呼んで研鑽を積んでいただきたいと思います。それが子どもの命をいつか救うことになるかも知れないからです。

3 事故・トラブルのケース

ここでは、そばアレルギーの事故を紹介します。

【事案】

市立小学校 6 年生の男子が学校給食に出たそばを食してアレルギー症状が発生し、強度の喘息発作のため異物を誤飲して窒息死した事故につき、担当教諭及び市教育委員会の過失が認められ、市の国家賠償責任が認められた事案（札幌地裁平成 4 年 3 月 30 日判決）（そばアレルギー給食訴訟第一審判決，判例タイムズ 783 号 280 頁）

【事実の経緯（一部）】

- ・当該男子は、学校から自宅へ向かう道路端で意識不明の状態で見倒れているところを歩行者に発見され、病院に収容されたが死亡した。
- ・直接の死因は、異物誤飲による窒息死であり、そばを食べたことによるそばアレルギーによる強度の喘息発作のため、異物誤飲となったものと推認される。
- ・当該男子は、幼少のころから気管支喘息の持病があり、7 歳のときにそばアレルギーに罹患した。
- ・本件小学校では、おおむね月に 1 度は給食にそばを出してきた。
- ・本件男子は、小学 5 年以降本件事故当日まで学校給食においてそばを食べたことはなかった。
- ・当該男子の両親は、担当教諭を介して学校に対し、学校生活を送る上で担任に知って欲しいこととして「給食で注意すること」に「そば汁」と記載し、さらに欄外に「小児ぜんそくがありますのでご迷惑をおかけする時もあるかと思います」と記載した児童調査票を提出した。

- ・担当教諭は、当該男子からもそばが食べられないことを聞いていた。
- ・担当教諭は、当該男子の母親に対し、給食にそばが予定されているときは、おにぎりやパンを持参させるよう要請した。
- ・事故当日、母親は給食でそばが出されることを知っていたが、代替食を持たせなかった。
- ・当日の給食は午後０時４５分から食べ始めた。
- ・男子は給食時に担当教諭にそばを食べて良いかと尋ねたが、担当教諭は「うちで食べていいと連絡が来ていないから食べないように」と指示し、男子はうなずいた。
- ・午後１時１０分ころ、当該男子は、口の回りが少し赤くなっていると担当教諭に申し出た。担当教諭がそばを食べたかを問うたところ、肯定したので、調べたところ、そばの３分の１程度を食べたことがわかった。担当教諭の見たところでは、口の周辺に変化は見当たらなかった。
- ・担当教諭がそばを食べたらどうなるかを尋ねたところ、当該男子は、顔中にブツブツができてきて２、３日は治らない、病院に行って注射しなければならないと答えた。当該男子は泣いていた。
- ・教諭は、午後１時２０分ころ、母親に電話し、当該男子がそばを食べたこと、口の回りが赤くなっていると言っていること、病院に連れて行くのは少しでも早いほうがいいと思うのでこれから帰したいと述べたところ、母親から帰して欲しいとの返事を受けたので、単独で帰宅させても大丈夫と判断し、男子を保健室に連れて行くことも養護教諭に診せることもせず、一人で帰宅させた。当該男子は、午後１時２５分ころ学校を出た。
- ・男子は帰宅途中で吐き、異物が喉に詰まり、窒息死した。通行人に発見されたのは午後２時過ぎであり、死亡時刻は午後２時２０分である。

【判旨】

学校給食の実施者である被告の学校に関する機関として諸機能を行使する市教育委員会は、学校給食の提供に当たり、その児童に給食の材料等に起因するそばアレルギー症の発生に関する情報を現場の学校の学校長を始め、教諭並びに給食を担当する職員に周知徹底させ、そばアレルギー症による事故の発生を未然に防止すべき注意義務が存在し、担当教諭にも給食時に当該男子がそばを取らないよう注意し、当該男子からそばを食べてそばアレルギー症状との訴えを受けたのであるから、当該男子を保健室に連れて行き養護教諭に診せるとか、当該男子の下校時に自らないし学校職員等同伴させる等の措置を取るべき注意義務が存在したと解するのが相当である。

本件事故は、担当教諭の過失と市教育委員会の過失が競合して、生じたものと認めるのが相当である。

もっとも、担当教諭が本件事故まで市教育委員会等から、そばアレルギーについての具体的情報を提供されていなかったこと、同人が学校の日常教育等に迫られる個人の立場にあったこと等を斟酌するとき、そばアレルギーの重篤さと、そ

ばを給食に提供する際の注意と対策を指示ないし、個々の教諭等の給食に実際に
関与する者への研修等によりそのことの周知徹底をしなかった市教育委員会の責
任に重いものがあったといわなければならない。

ただし、母親の過失も認定し、その過失を5割とした。

【コメント】

喘息＋食物アレルギーは最大限の注意が必要なケースです。

食物アレルギーは、「食べさせない」ことが大切であり、「食べさせない」は、
①提供しない、②大人の見ていないところで食べないように監視する、の2つの
意味があります。②を防ぐために、代替食の提供をします。

そして、子どもが、アレルギーの原因となる食品をもし食べてしまったときは、
子どもの症状が軽症のように感じて、必ず、子どもを一人にせず、医師の診察
を受けさせましょう。

(注1) 厚生労働省ウェブサイト「食品のアレルギー表示について」

(注2) 詳しくは「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編
財団法人日本学校保健会」などを参照してください。

(注3) エピペン[®]は、アドレナリン（エピネフリン）の注射剤を意味し、ハチ毒、食物及び
薬物等によるアレルギーを治す薬剤ではなく、アナフィラキシーの症状を緩和する
ために、自己注射する補助治療剤です。エピペンには、アナフィラキシー発現時の
治療に用いられるアドレナリン（エピネフリン）の薬液と注射針が内蔵されています。
オレンジ色の先端を太ももの前外側に強く押し付けるだけで、バネの力により一定
量（約0.3mL）の薬液が筋肉内に注射されるしくみになっています（自分で量を計る
必要はありません）。

エピペンの使い方は、子ども（既往症）が医師から指導を受けていますが、マイラン
製薬の「エピペンの使い方マニュアル」<http://www.epipen.jp/download/manual.pdf>
を読むと詳細がわかります。

(注4) 厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&A」も同様の理解です。

(注5) 日本経済新聞（夕刊）2011年（平成23年）11月7日（月曜日）15面には子どもを
受入れる団体がエピペンの使い方の講習会を受けている様子が書かれています。

※エピネフリンとは英名：アドレナリン、米名：エピネフリンと呼ばれ、日本では医薬品の
正式名称を定める日本薬局方が改正され2006年4月より一般名がエピネフリンからアドレ
ナリンに変更されました。また2008年5月より、エピペンはメルク製薬からマイラン製薬
の製品になっています。

[目次に戻る](#)



15 子どもの外傷を予防するポイントを教えてください。



1 外傷の原因・種類等

宿泊体験活動における子どもの外傷は、発生場所を基準として、大きく、「屋内」での外傷と「屋外」での外傷に分けて考えることができます。

屋内での外傷の原因・種類は、例えば、皿洗い中・調理中・食事中・物作り中の創傷、出会い頭でぶつかったり窓ガラスにぶつかったの創傷、その他釣り針・喧嘩・家具等の倒壊による創傷、お風呂場などで転倒しての捻挫・骨折、やけど等が考えられます。

屋外では、例えば、体験活動中の捻挫、滑落・転落による創傷および骨折、道具（農機具等を含む）や危険な物での創傷などが考えられます。

宿泊体験活動においては、受入れ側は安易に「大丈夫だろう。」などと考えることなく、常に外傷（ケガ、やけど等）が起きることを想定して、日頃からその予防と対処方法（応急処置）について学んでおくことが大切です。

2 予防策

外傷の予防は、何をすると外傷を生じるのかを説明することです。子どもは「痛い」「ケガをする」と分かれば、外傷を負う危険のある行為を行わないのが基本です。

活動に潜むリスクを正しく伝えることができるよう、指導方法につき、協議会は、農林漁家及び指導者と研鑽を続けてください。

その際、①どうするとケガが起きるのかから考え（技術だけではなく、意識や行為時の状況を含めて考える。）、②そのような危険な行為を子どもが取らないようにするためには、何を指導すれば良いのかを考えてください。

例えば、「ぼーっとしていると用具の操作を誤りケガをする」というリスクを考えた場合、子どもに用具の説明をする場合には、必ず集合させて、意識を集中させる手法が考えられます。質問を織り交ぜ、理解しているかを確認してから、活動を開始することや、説明をしているときに、聞いていない子どもに対しては、必ず質問をして、意識を集中させる手法などを考えることができます。

また、説明の際も何故危ないのかを説明してください。そのために、例えば、「こうすると手にケガをする。だから、こうする。」など説明の仕方を協議会が中心になって指導者側と絶えず検討していくことが大切です。

3 事故・トラブルのケース

外傷のうち、やけど（熱的要因）につき、幼稚園の事案ですが、参考になる事案をご紹介します。

【事案】

幼稚園児（5歳8ヶ月，男児）が保育室内の床上に置いてあった熱湯入りのやかんにつまずいて転倒し，熱湯によりやけどを負った事故につき，保育士に重大な過失があったとして，幼稚園の経営者及び保育士に対し，不法行為責任を肯定した事案（東京地裁昭45.5.7判決）（判例時報612号・66頁）

【事故状況】

保育士は，保育室中央で保育用のポスターカラーをとくための熱湯を入れたやかんを自己の右側背部の床上に置いていたところ，被害児童が走ってきてこれにつまずいて転倒し熱湯を浴びた。

【ポイント】

本取り組みにおいて5歳児は参加しませんが，小学5年生程度であっても，同じようなことが起きる可能性はあります。34ページ第4章第1節「子どもに対する指導の基本的な留意点」で述べたとおり，「子どもは大人の予測しない行動を取る。したがって，大人は，子どもが予測しない行動を取ることを前提として安全管理を講じなければならない。」という「子どもの行動特徴に基づく安全管理」を常に意識する必要があります。

【やけどの対処法】

なお，本事例では，保育士があわてて児童のズボン，ズボン下，パンツを脱がせたため，途中から水で冷やしたことも効果はなく，結局両脚の皮膚がはぎとられてしまったことも受傷（ケロイド）を重くしてしまったとの指摘があります。

服の上からやけどをした場合は，服を脱がせてはいけません。このような基本の積み重ねが大切であり，決して難しいことを覚える必要はありません。

【服の上からやけどを負った場合の対処法ポイント】

①冷やす＋②119番・病院に行く

※子どもが服の上からやけどを負ったときは，服を脱がさないで，お風呂，洗面台等の水場へ移動できれば移動し，服の上から流水（あるいは清潔な洗面器などに入れた水）により，ゆっくり患部のまわりから冷やしましょう。

[目次に戻る](#)



16 食中毒及びノロウイルス予防等のポイントを教えてください。



1 食中毒予防のポイント

食中毒は、暑い季節でも寒い季節でも発生しているので、1年中注意が必要です。

(1) 手洗いに始まり、手洗いに終わる

調理「前」、調理「中」、調理「後」のすべての段階で手洗いをしてください。

手洗いは、流水及び石鹸による手洗いです^(注1)。

なお、手にケガをしているときは食中毒の原因となる黄色ブドウ球菌が存在する可能性が高いので、エンボス手袋等を利用してください。

(2) 食材について

①古くなったもの、迷ったものは、絶対に出さない。

「せっかくだから地元名産のコレを食べさせたいけど、少し古くなったかな。でも、ここでないと食べられないから、食べて貰おうかな。」という判断は絶対に禁物です。

②口に入れておかしいと感じた物は必ず吐き出し、口の中をよく洗います。

③購入時の注意（お店の選別）

お店で買った物がそもそも古くなった食材、傷んでいる食材であることもあります。「家から近いお店だから」「すいているお店で混まないからすぐ買える」などという理由で妥協せずに、労を惜しまず新鮮な食材を求めてください。

(3) 調理について

①しっかり加熱する。

中心部の温度が85度℃で1分間以上加熱してください^(注2)。

②すぐに調理し、すぐに食べる。

たとえば、O157（腸管出血性大腸菌O157）は室温でも15～20分で大腸菌が2倍に増えます。

③前日の残りの食材の場合

味噌汁など前日の残りの食材を出すときは、沸騰するまで十分に加熱してください。

④包丁及びまな板

肉、魚類等生ものと野菜類等とで使い分けてください。

使い分けないときは、必ず、よく消毒してから使ってください。

(4) 3原則・6つのポイント

より詳しいポイントについては、厚生労働省ウェブサイト「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」、政府広報オンライン「食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント」等をご参照ください。

国は、食中毒予防の三原則として、食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」としており、①食品の購入、②家庭での保存、③下準備、④調理、⑤食事、⑥残った食材に分けて、より詳細にポイントを説明しています。

2 ノロウイルス予防と処理のポイント

ノロウイルスは、①汚染された食品を食べて感染するルート、②感染した人の便や嘔吐物を介して他の人に感染するルートがあるといわれています。

予防策は、手洗いが最も重要であり、流水及び石鹸による「手洗いに始まり、手洗いに終わる」といえます。食中毒に関して前述したところを実践してください。

ノロウイルス感染症の場合、嘔吐物・下痢便にはノロウイルスが大量に含まれています。嘔吐物等の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系消毒液）により行ってください（使用上の注意を必ず読むこと。）^(注3)。

3 事故・トラブルのケース

厚生労働省ウェブサイト「平成22年（2010年）食中毒発生状況」によれば、食中毒の発生件数、そのうちノロウイルスが原因物質の数は、次のとおりです。なお、判明している限り、旅館では78件発生しています。

総 数	
事件	患者
1,254	25,972
そのうち、ノロウイルス	
399	13,904

（注1）手洗いの仕方について、農林水産省ウェブサイト「食中毒から身を守るには」（「ちゃんと手を洗っていますか？」）等を参照ください。

（注2）加熱につき、食品安全委員会「食中毒を防ぐ加熱」が詳しい。

肉・卵は75℃以上1分間の加熱、レバーは念のため85℃以上1分間の加熱、牡蠣は85℃以上1分間の加熱が良い。

（注3）国立感染症研究所感染症情報センター「ノロウイルス感染症とその対応・予防」、東京都福祉保健局「防ごう！ ノロウイルス感染」



- 17 子どもの名前、携帯電話番号及び電子メールアドレスなどの情報の取扱いで注意すべき点は何でしょうか。
- 18 子どもをカメラ等で撮影する場合に注意すべき点は何でしょうか。



17

1 教えない・見せない・置き忘れない

- (1) 子どもの名前、住所、学校名、家族構成、携帯電話番号、電子メールアドレス、アレルギーの有無・種類、既往症の有無・種類などの情報は、厳重に管理してください。
- (2) 他の子どもに教えたり、写真を見せないでください。
- (3) 子どもの情報が書かれた用紙などを電車やバスその他飲食店・公民館等の施設等に置き忘れないように注意をしてください。
- (4) 特に、子どもが他の子どもや学校に話したことがないことを話してくれることもありますので、お友達も知っているだろうと容易に思い込んで他の子ども等に話してしまうことは危険です。

2 事故・トラブルのケース

キャンプなどでは、ある男子が同じ参加者である女子の情報を指導者に聞いてくることがあります。もし指導者がその男子に女子の携帯電話番号や電子メールアドレスを気楽に教えてしまったとしたら、その後どうなるでしょうか。

宿泊体験活動においては、同じ学校の子どもが来ますが、子どもたちは過去の宿泊者の情報に興味を持つことがあります。情報を伝えないことはもちろん、写真も見せないでください。個人に関する情報は大切な宝物と考えて、厳重に管理し、他の子ども等に伝えないように留意してください。



18

1 みだりに撮影されない人格的利益

人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないこと及びみだりにその写真等を公表されないことについて法律上保護されるべき人格的利益を有します^(注1)。

しかし、人の同意なくその容ぼう等を撮影する行為が直ちに違法になるわけで

はなく、最高裁はその判断基準を示しています^(注2)。

もっとも、子どもの写真およびビデオ（以下「写真等」という。）を撮影する際には、事前に学校を通じるなどして、子どもおよび保護者から次の同意を得ておくことが望ましいといえます。

【子どもを撮影する際に事前に同意を得ておくべき事項】

- ①写真等の撮影をすることがあること
- ②撮影者の範囲
- ③写真等を保有できる者の範囲
- ④写真等を利用する目的。特に協議会のパンフレットやホームページ、フェイスブック等で使用する場合にはその旨。

2 事故・トラブルのケース

最近ではあまり聞かなくなってきましたが、過去には野外活動の団体が子ども及び保護者の同意を得ることなく、無断で子どもの写真をホームページ等に掲載して、注意を受けるということがありました。

自分の子どもの写真を載せて欲しくないと思う保護者、自分の写真を載せて欲しくないと思う子どももいますので、写真等の取扱いには十分に注意をしてください。

(注1) 最高裁昭 44・12・24 大法廷判決・刑集 23 卷 12 号 1625 頁

(注2) 「ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」（最高裁平 17・11・10 第一小法廷判決）（判例タイムズ No. 1203 (2006. 5. 1) 74-80 頁）

この最高裁判決は、続けて次のとおり判示しています。「また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。」

[目次に戻る](#)



19 子どもを受入れるときの注意すべきポイントを教えてください。



1 受入れ時に注意すべきポイント

(1) 事前準備が完了しているかの再確認

いよいよ数日後に子どもを受入れるとき、これまで準備してきた事前準備事項に漏れがないか総点検を行ってください。

健康チェックシートを受け取っていない農林漁家はいないか、体調を崩している農林漁家はいないか確認をしてください。

(2) 時間の厳守

時間を厳守してください。時間に怠慢な態度は、子どもの信頼を失いますし、慌てて事故を起こす原因にもなります。

「余裕を持った、早め早めの行動を！」心がけてください。

(3) 開始時・終了時の点呼（人数確認）

入村式の開始前は学校が子どもを点呼するはずです。学校が点呼を忘れていたら、点呼をとるよう伝えてください。入村式の開始後移動する前は、協議会側が責任をもって点呼を行ってください。

なお、解散式・離村式前も同様です。

宿泊体験活動は、点呼に始まり、点呼に終わります。

(4) 健康状態の確認

体調を崩している子はいないか（車酔いを含む。）、子どもの健康状態を確認してください。車酔い、トイレなど常に子どもの体調を気遣ってください。

(5) 車で移動する際の注意点

子どもを車に同乗させる場合は、細心の注意を払ってください。道路上だけではなく、走行中の車内や車に乗り降りする際など様々なリスク要因があります。見過ごすと、それが引き金となって大事故につながる可能性があります。

【車で移動する際のチェックポイント】

- ・ドアや窓の開閉は大人が行いましょう。
- ・念のためチャイルドロックをかけておきましょう。
- ・シートベルトは後部座席も含め、全員着用させましょう。
- ・窓やサンルーフから顔や手は絶対に出させないようにしましょう。
- ・高速道路のサービスエリアなどでの休憩では他の車に注意しましょう。
※降りた直後の飛び出し、ドアを開ける際に隣の車にぶつけないことなど、必ず声掛けをしてください。
- ・荷物が崩れるような積み方はしていませんか。
- ・長距離を移動する際は、ドライバーは交代しながら運転してください（ただし、自動車保険の運転者限定特約が付いていないことを確認すること）。
- ・軽トラックの荷台へ子どもを乗せて道路を走行することは道路交通法違反です。（事故の場合に保険も出ません。）。同法の道路（農道や私道・庭など）に該当しなくても危険性の高い行為ですから絶対に禁止してください。
- ・休憩後の出発の際にも必ず点呼を行いましょう。
- ・トイレなどに忘れ物がないか、出発前に確認しましょう。
- ・車両に不具合がないこと、車検更新・保険契約切れでないことを確認しましょう。
- ・雪の日（雪が予測される日を含む）のスタッドレスタイヤも要確認です。

(6) 問題点の早期把握

子どもを受入れてから何か気になること、不安になることがあれば、どんな些細なことでも良いので、必ず、協議会に「早期に」伝えるよう、農林漁家に指導してください。

(7) 伝達漏れの確認

受入れから早い段階で、何か重要事項の伝達に漏れがないか、常に気にしておき、都度確認できるようにしてください。

(8) その他

活動時の天候判断については第4章第6節第2項「天候判断」を参照してください。

点呼（人数確認）は、大人が見ていないところでの事故、迷子、誘拐などを防止する上でとても重要ですから、繰り返し行ってください。

【迷子や誘拐を防止するチェックポイント】

- ・トイレ休憩後のバス乗車時、プログラムが変わるとき、移動時等のタイミングごとに、必ず点呼を行いましょう。
- ・誘拐に遭わないよう大人がしっかりと監視しましょう。

- ・子どもに対しては、決められた場所以外には行かないこと、知らない人に声を掛けられても付いていかないこと、知らない人の車には絶対乗らないことを指導してください。警察や補導員などと名乗る人物に遭遇したり、「お母さん・先生が呼んでいる」と言われても、一人で付いていかないように指導してください。
何かあったら、子どもに何か落ち度があることでも、恥ずかしいことでも必ず伝えるように指導してください（学校・家庭が指導しているはずですが、念のため協議会及び農林漁家でも意識して指導しましょう）。
- ・大人だけではなく、子ども同士での確認も必要です。グループリーダーをつくっておくことやバディシステム（2人一組になり、お互いを確認しあいながら行動すること）を組むことで、子ども同士の人数確認をすることができ、防止対策に有効です。

※宿泊体験活動において車で地域を離れることはあまり考えられませんが、ここでは広く事案を想定しています。

2 事故・トラブルのケース

(1) 交通事故

一般に発生している交通事故のうち、運転において事故に至る注意すべきポイントを2つの事例で紹介します。

【事故に至る注意すべき2つのチェックポイント】

① 予定が迫っている

→スピードを出し過ぎる

→ハンドル操作を誤る, 信号無視, 一時停止違反, 徐行義務違反, 無理な運転

→事故

② 当初運転を予定していた人に別の用事ができた

→運転の未熟な者が代わりに運転することになる

→不必要に急ぐ, 自分の運転の遅れに焦って急ぐ, 注意力散漫, 極度の緊張, 疲れ, 慣れた頃に居眠り, 無理な運転

→事故

①の事例：予定が迫っている。

余裕を持ったプランニング・シートを作成することが大切です（第3章第1節2を参照）。予定が過ぎても「当初予定されているスケジュールよりも、安全を最優先すること」を日頃から協議会・農林漁家における共通認識にしておくことが大切です。そのことは予め学校にも伝えておきます（第3章第2節を参照）。

②の事例：当初予定していた人に別の用事ができた。

プランニング・シート（第3章第1節2を参照）では、当初予定していた運転担当者や指導者が不足し、役割が変わることも想定して、準備しておくことが必要です。事故の特徴の一つは、「計画が予定通り進まないときに起きる」ということがあります。「当初のプログラムの変更を余儀なくされたとき」に、安全管理の「隙間」が生じて、事故が起きやすくなるということを意識しておいてください。

(2) 軽トラックの荷台に子どもを絶対に乗せないこと

軽トラックの荷台に子どもを乗せて道路を走行する行為は、道路交通法違反（設備外乗車）です。

仮に、その場所が道路交通法で定める道路でなかったとしても、危険性の高い行為ですから、絶対に止めさせてください。

実際に、2011年1月にある町内の県道を軽自動車が走行中に横転し、荷台に乗っていた7歳から15歳の子ども11人のうち、9人が車外投げ出されて負傷した事故が発生したこと、警察では道路交通法違反（設備外乗車）等の容疑で捜査していることが事故当時報道されています。

なお、工事用車両道路兼農道をトラクターを運転して走行していた者が、道路から転落し、用水路の側溝とトラクターとの間に挟まれて死亡した事故（仙台高裁平20・5・29）もあります。

「そうは言うけど、絶対、大丈夫。庭先を走るだけだから」は、禁物です。

[目次に戻る](#)



20 施設内の事故を予防するポイントを教えてください。



1 はじめに

施設内の事故の予防についても、第2章第2節「リスクの洗い出し」→第2章第3節「リスクの評価・分析」から始めてください。

以下にあげる5項目は特に注意が必要な項目です。

(1) 火事

食事づくり体験における油を使う天ぷら、唐揚げなどの際の高温加熱、いろり、蒔ストーブの火の不始末、寝タバコや花火、お仏壇からの出火、火遊びなどの人に起因する火事と漏電、落雷、震災などの火事が想定されます。

なお、一酸化炭素中毒にも気を付けてください。

【火事対策チェックポイント】

- ①火や油を使う食事づくり体験の際には手が届く範囲に消化器の準備をして開始し、指導者は傍について火や熱の管理をしてください。
- ②いろり、まきストーブの点検は就寝前に手をかざし、灰を tong や火箸で探って温度と火種の始末をしてください。
- ③花火を縁側やお庭でする場合、体験指導者（民宿経営者や民宿のおかあさんなど）が傍について火の管理をしてください。バケツに水を入れて近くに置いてください。
- ④漏電・電気による火災対策は、定期的に電力会社・電気保安会社に検査を依頼してください。また個別にはコンセントとコンセント周辺の埃の掃除・点検、タコ足配線の整理をしてください。
- ⑤お仏壇の回りには物を置かないようにしてください。
- ⑥落雷は、万が一を想定して避雷針の設置をしてください。

(2) ケガ

第4章第2節第3項「外傷」でも触れていますが、施設内においても子どものケガは多く発生していますので、注意をしてください。

- ①子どもは大人が予測しない行動をとることを前提にして指導してください。
- ②施設周辺を含めて、子どもの視点で危険個所を点検し、安全管理をしてください。
- ③なぜ危ないのかを具体的に伝えて、教えてください。
- ④指導・注意は事前にするだけでなく、その都度伝えてください。
- ⑤時には叱ることも必要です。語気を強めて怒るのではなく、コトの善悪を冷静に教えてあげてください。

⑥雨天プログラムを施設内で行う場合、刃物や道具を用いての体験では「使用している刃物にばかり気を取られているうちに、工作する竹や木々などの部材でケガをする例」もあります。

⑦子どもたちは興奮して、はしゃいだり、走ったりして指導者の注意を聞いていないことがあります。子どもに対する注意は、まず集合させて、子どもを集中させてから、質問等を織り交ぜながら、行ってください。

※施設内のケガは、特に、子ども同士の衝突、窓ガラスへの衝突、調理中のケガ（不安定なところで調理していることが多い。）、テーブル等の転倒によるケガにも注意をしてください。

(3) 防犯

田舎を狙った新手の窃盗団による被害が起きていますので、自分の民宿だけは大丈夫という過信や油断は禁物です。

学校の授業の一環としての受入れであること、子どもを預かっていることを認識してこまめに施錠をするようにしてください。

痴漢、覗き、変質者にも注意です。協議会で事前に警察署地域課や交番に報告をして、巡回依頼をお願いしてください。

(4) 物の紛失・破損

室内でサッカーをしたり、廊下を走ったり、まくら投げをしたり…など、この時期の子どもはいたずら盛りです。

受入れ前に、貴重品類や高価な調度品・壊されて困るもの、無くなって困るものは子どもたちの目にふれない場所へ移し施錠して管理してください。

子どもは大人が予測しない行動をとることを前提にして予防策を講じてください。

※子ども達から受ける被害を補てんすることが可能な保険は「宿泊客個人賠償責任保険」があります。詳しくは保険会社へご確認ください。

(5) 常備薬について

薬の外箱ないし箱に同封されている説明書に使用期限が書かれていますので、必ず薬の使用期限を確認してください。

ドラッグストア（薬店）で購入できる大衆薬と呼ばれる薬は未開封状態で製造後最長3年、開封されたもので瓶入り錠剤・シロップ類は6ヶ月、開封した粉末類は口を折り返して2日間以内が目安と言われています。

使用期限を過ぎた医薬品は絶対に使用しないでください。副作用や医療事故の原因となる可能性があります。また保管も高温、直射日光、高湿度は避けるように案内されています。

不明な場合は各メーカー・販売先又は下記^(注1)までお問い合わせください。

(注1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 <http://search.pmda.go.jp/search.cgi>

2 事故・トラブルのケース

(1) 一酸化炭素中毒事故事例

一酸化炭素中毒の事故が繰り返し起きています。

○平成 24 年 2 月 21 日, ある県の「農業体験施設」で高校生と教員ら 42 名が「そば打ち体験」をしていたところ, 生徒や教員ら 17 名が頭痛を訴え病院に搬送されたとの事故が発生し, 室内ではガスを使ってお湯を沸かしており, 警察は一酸化炭素中毒の可能性があるとみて調べている旨の報道がなされています^(注1)。

その他, 次のような事例もあります。^(注2)

- 絵画教室において, 練炭で暖をとっていた参加者が一酸化炭素中毒を起こした事案 (平成 23 年 1 月 事故情報データベース)
- 計画停電に伴い, ダイニングにおいて七輪に炭をおこし暖をとっていた人が一酸化炭素中毒を起こした事案 (平成 23 年 3 月 東京都生活文化局消費生活部生活安全課^(注3))

【一酸化炭素中毒防止対策】

- ・ こまめに換気をしてください。
- ・ 換気口を塞いでいないか確認をしてください。

(2) 子ども同士の衝突事故事例

子ども同士の衝突事故も多く発生していますので, 裁判例を紹介します。

【事案】

町立小学校 3 年生の女児が, 学校の休み時間中に体育館で男子児童と衝突し, 頭部を打って負傷した事故につき, 学校長及び教諭らに過失があったとして, 国家賠償責任が認められた事案 (甲府地裁平成 15 年 11 月 4 日, 判例タイムズ 1162 号 238 頁)

【事故態様】

女児が自己の後方へ転がっていったソフトバレーボールを拾うために腰を曲げて前屈みになったところへ, バスケットボールで遊んでいた 6 年生の男子児童が勢いよく後退してきて同人の臀部が女児の左側後頭部に当たり, 約 50 から 60 センチメートル飛ばされて, 転倒し, 床面で右側頭部を強打し, てんかんと頭痛の後遺障害が残った。

【判旨】

校長は, 児童らが休み時間に体育館内において遊戯・運動中に, 本件事故のような偶発的な衝突事故が発生することを十分に予見することができたのであるから, 児童らの衝突事故等を回避するため, 天候を問わず, 児童のみで体育館を使用することを禁止するか, あるいは時間帯又は曜日によって使用してよい学年を定めたり, 行ってよい遊戯・運動の種類あるいは体育館内で同時に使用してよい

ボールの個数を制限するなどの厳しい使用基準を定めた上、児童に対し、その趣旨の指導を徹底する義務があったというべきである。

【コメント】

体育館で多数の児童がボールを使って、運動をしたり、遊んでいるときは、衝突の危険が高い状態ですから、ルールを定めて指導するべきであったといえます。

(3) 山火事

施設内の事故ではありませんが、山火事にも注意してください。

消防白書を見ると、①たばこ、②火遊びは山火事の主要な原因の中に入っています。

中高生を受入れたときに、仮にタバコを隠れて吸う子どもがいたときは、タバコを吸わせないことはもちろんですが、「子どもが隠れて山の中でタバコを吸い、吸い殻を慌てて捨てる」などして山火事を起すことなどがないように注意してください。

「タバコを吸う子どもを発見したときは教諭に通報し、学校側が責任をもって地域から強制退去させる」などのルールを予め学校と話し合っておくべきでしょう。

(4) カセットこんろ事故事例

カセットこんろの誤使用等による事故も少なくありません。

たとえば、

- ① 大きな鍋でおでんを煮ていたときにボンベが爆発した事例。
- ② ボンベ装着ミスによるガス漏れによる爆発の事例。
- ③ カセットこんろを2台並べて鍋料理をしていたときに、横に並べてあった使用していないカセットコンロ内のボンベが加熱して爆発した事例。

などがあります。^(注4)

①の事例については、鉄板や鍋がボンベの上の容器カバーに少しでもかぶさるような使い方をすると、ボンベを加熱させて爆発する危険があります。^(注4)

③の事例については、そのほか炭を乗せての使用等が異常加熱を招きます。

施設外のバーベキューも含め、カセットこんろの正しい使用方法を学んでおくことがとても大切です。

(注1) 平成24年2月21日 YOMIURI ONLINE

(注2) 平成23年12月16日消費者庁「冬の身近な危険について その2 『燃焼』を伴う暖房器具を使う際は、一酸化炭素中毒にご注意を！」

(注3) 「発電機・木炭等による一酸化炭素中毒の危険性」

(注4) 平成11年12月27日付け東京都生活文化局『「カセットこんろ」の誤使用等による事故にご注意！」